

全国学童保育連絡協議会

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-26-13

TEL 03(3813)0477 FAX 03(3813)0765

【問い合わせ先】事務局次長・真田（さなだ）

学童保育の実施状況調査結果がまとまる

学童保育数は2万843か所、入所児童数は84万6919人
前年比441か所増、入所児童数は2万521人増

政府の「子ども・子育てビジョン」の目標(利用児童を5年間で30万人増やす)の実現は、制度拡充・条件整備がなければ難しい。学童保育の国の制度の抜本的な拡充(公的責任・最低基準・財政保障)が課題

全国学童保育連絡協議会(巻末の紹介参照)は毎年、全国の学童保育数などについて調査を行っています。2012年5月1日現在の実施状況調査の結果がまとまりました。

- 共働き・一人親家庭等の小学生が毎日利用する学童保育は増え続けています。また、利用する入所児童数も増え続けています。共働き家庭や一人親家庭が増加していること、放課後や学校休業日に「安全・安心な生活」を求める声は高まり、学童保育の整備が社会的な課題です。
- 政府は、「新待機児童ゼロ作戦」(2008年2月策定)や「子ども・子育てビジョン」(2010年1月策定)など、学童保育の利用児童数を増やす目標を立てています。
- ところが、大規模学童保育の分割などにより、施設数はかなり増加したものの(この4年間で3348か所増加)、入所児童数はあまり増えていません(この4年間で6万36人増)。国や自治体の制度・施策に問題があり、条件整備が遅れているため、利用したくても利用できない「潜在的な待機児童」(推定50万人以上)がいることが推定されます(「待機児童数」は、正確には把握することができていません)。
- 「子育て支援」「仕事と子育ての両立支援」として、学童保育の利用児童数を増やすという政府の目標を実現するためには、必要としている家庭の子どもたちが学童保育を利用でき、安心して毎日の生活がおくれるように、学童保育制度の抜本的な拡充、条件整備の向上を図ることが急務です。

今回の調査結果から

- **学童保育数は2万843か所になった（調査結果1）**
 - ・昨年と比べて441か所増えています。
- **84万6919人の子どもたちが毎日利用している（調査結果1）**
 - ・入所児童数は、昨年と比べて2万521人増えています。
- **71人以上の大規模学童保育は、いまだ1352か所存在する（調査結果2）**
 - ・厚生労働省は2010年度から「71人以上」の学童保育への補助金を打ち切るとしていたために2010年は「71人以上」の学童保育の分割がすすみました。しかし、補助金は継続となったため、その後は分割があまりすすまず、今回の調査では、前年調査と比べると71人以上の大規模学童保育が増えています。（2011年は1251か所、2012年は1305か所）
- **設置率は、自治体によって格差がある（調査結果3・調査結果4）**
 - ・大規模学童保育を「分割」して施設数を大幅に増やした自治体と、「分割」をせずに施設数も増やしていない自治体とでは設置率に大きな格差が出ています。
 - ・小学校区にまだ学童保育がない学区が3855校区（小学校区数の約2割）あります。
- **運営主体は法人等が増加（調査結果5）**
 - ・公営が減少し、地域運営委員会や法人等が運営する学童保育が増えています。
 - ・民間企業が運営する学童保育は増えていますが（323か所）、そのほとんどは自治体からの委託や指定管理者制度で運営を代行しているというところです。
- **実施場所は学校施設内が半数以上（調査結果6）**
 - ・学校施設を活用して設置された学童保育が増えています。
- **高学年児童も増えている（調査結果7）**

（おことわり）

- (1) 福島県内の浪江町・富岡町・双葉町・大熊町・楡葉町・広野町・飯館村・葛尾村・川内村の9町村については未調査です。
- (2) 2011年3月11日に起きた東日本大震災と原発事故のため、2011年の調査は、岩手県・宮城県の沿岸部および福島県原発30キロ圏内の34の市町村の調査は行いませんでした。そのため、この34市町村についての今回の調査の「前年比」の数字は、2010年調査と比較した数字です。
- (3) 全国学童保育連絡協議会では、定期的に学童保育の詳しい実施状況調査を実施しています。2007年に続いて2012年5月1日現在の調査を実施しています。集計結果を年度内にまとめて報告書を作成する予定です。
詳しい実施状況調査の項目は、「所管」「条例や要綱の有無」「運営基準の有無と内容」「放課後子どもプランの策定状況」「施設の基準」「施設の広さ」「遊び場、設備」「開設日」「開設時間」「保護者のお迎えの有無」「対象学年」「入所児童数の規模、定員の有無」「待機児童数」「障害児の受け入れ状況」「指導員の人数と体制」「指導員の勤務時間」「指導員の経験年数と資格・研修」「指導員の待遇」「おやつの有無」「保護者負担」「運営経費」「補助金額」「今後の計画」などです。

調査結果 1 増えているが、まだまだ足りない学童保育

○学童保育数は、2万843か所（2012年5月1日現在） *前年比 441か所増

○入所児童数は、84万6919人 *前年比 2万521人増

○この10年間で、施設は7046か所増(1.5倍)、利用児童は約30万人増(1.6倍)

学童保育数と入所児童数の推移（注1）

年	学童保育数	入所児童数	学童保育数と入所児童数の増え方
1993	7,516	231,500人	
1998	9,627	333,100人	1997年児童福祉法改正、1998年施行 1993年からの5年間で学童保育数は2,100か所増加し、入所児童数は10万人増加（年平均2万人増）
2003	13,797	538,100人	1998年からの5年間で学童保育数は4,200か所増加し、入所児童数は20万人増加（年平均4万人増）
2006	15,858	683,476人	2003年からの3年間で学童保育数は2,000か所増加し、入所児童数は15万人増加（年平均5万人増）
2007	16,668	744,545人	入所児童数が1年間で6万1000人増加
2008	17,495	786,883人	法制化後10年で7,800か所増、利用児童は45万人増
2009	18,475	801,390人	自治体などの入所抑制で潜在的な待機児童が増加
2010	19,744	804,309人	大規模施設の分割がすすみ、施設数は過去最高の1200か所以上増加。
2011（注2）	20,204	819,622人	入所児童数は約2万3000人増
2012（注2）	20,843	846,919人	入所児童数は約2万人増

注1）全国学童保育連絡協議会調査。詳細な実態調査は5年ごとに実施。入所児童数の全数調査は、2006年から実施。それ以外は概数。

注2）2011年調査には、岩手・宮城の沿岸部および福島原発30キロ圏内にある34市町村は調査に含まれていません。また、2012年調査には福島県内の浪江町・富岡町・双葉町・大熊町・楡葉町・広野町・飯舘村・葛尾村・川内村の9町村は調査に含まれていません。そのため、学童保育数・入所児童数の増加数は、34市町村は2010年調査との比較した数字となっているため、前年比441か所増、2万521人増となっています。

○ 学童保育はまだまだ不足しており、入所できない子ども(潜在的待機児童)がたくさんいます

① 学童保育のない町や村がまだ1割あります（137区町村）。

② 小学校区内に学童保育がない学区が、3855校区あります（小学校区数の約2割）。

③ 学童保育が保育所を卒園した子どもの6割弱しか入所できていないと推測されます。

2012年度に保育所を卒園して小学校に入学した児童数約48万人に対して、学童保育に入所した新1年生は約29万人で、6割にとどまっています。

③ 母親が働いている小学校低学年の子ども（末子）のうち、学童保育に入所している子どもはまだ35%です。

2010年の「国民生活基礎調査」では、末子の年齢が6歳の児童の59.2%、7歳～8歳の児童の65.5%は母親が働いています。母親が働いている低学年児童は約213万人ですが、現在、学童保育に入所している低学年児童は約75万人です。

働く母親の6割は一日6時間以上の勤務時間であり、約4割の小学生（低学年）には学童保育が必要と考えられます。そのため、「潜在的な待機児童」は50万人を超えると推測されます。

調査結果 2 まだまだ減らない大規模学童保育 早急に分割して適正な「規模」(40人以下)に

○ 入所児童数が「71人以上」の学童保育への補助金を打ち切るとしていた国の方針で、昨年まではかなり減少しましたが、今年は100か所増えて1352か所となりました。

入所児童数の規模（学童保育数）

児童数	2007年調査	2010年調査	2012年調査	2007年比
9人以下	593 (3.6%)	719 (3.7%)	725 (3.5%)	-0.1%
10人-19人	1,900 (11.4%)	2,155 (10.9%)	2,296 (11.0%)	-0.4%
20人-39人	5,636 (33.8%)	7,204 (36.5%)	7,768 (37.3%)	+3.5%
40人-49人	2,619 (15.7%)	3,762 (19.0%)	3,991 (19.1%)	+3.4%
50人-70人	3,566 (21.4%)	4,596 (23.3%)	4,711 (22.6%)	+1.2%
71人-99人	1,809 (10.8%)	1,047 (5.3%)	1,075 (5.2%)	-5.6%
100人以上	545 (3.3%)	261 (1.3%)	277 (1.3%)	-2.0%
合計	16,668 (100.0%)	19,744 (100.0%)	20,843 (100.0%)	

(注) 児童数の割合で見た場合、71人以上の規模の学童保育で生活している児童の割合は、全体の4分の1に及びます。それは、適正規模である40人未満の規模の学童保育で生活している児童数を上回るとみられます。

国が2007年に策定した「放課後児童クラブガイドライン」では、「集団の規模は、おおむね40人程度が望ましい」と示したこと、2010年度、「児童数36人～45人規模」に対する国の補助単価が手厚くされたこと、各地の学童保育関係者が子どもが安心して生活できる集団の「規模」を強く求めてきた結果として、昨年までは大規模学童保育の分割が一定すすみました。しかし、71人以上の大規模な学童保育は昨年より100か所増えて、1352か所となっています。

○ 大規模化は、子どもたちに深刻な影響を与えています

「事故や怪我が増える」「騒々しく落ち着かなくなる」「とげとげしくなる」「ささいなことでケンカになる」「おとなしい子は放っておかれる」「指導員の目が行き届かない」「遊びや活動が制限される」などなど。「行きたくない」「退所したい」という子どもも増えてしまいます。

国民生活センターの「学童保育の安全に関する調査研究」では、規模が大きくなるほど通院・入院日数が長い事故・ケガが増えると指摘されています。

○ 学童保育は家庭に代わる「生活の場」として、適正な規模であることが必要です

学童保育は、一人ひとりの子どもに安全で安定した安心感のある生活を保障する施設です。指導員には、一人ひとりの子どもを対象にした人間的な関わり、援助や働きかけが求められます。大規模化したからといって指導員を増やしても、一人の指導員は全員の子どもたちを見なければならず、問題の解決にはなりません。

◆全国学童保育連絡協議会「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」(2003年6月)

「1学童保育の規模の上限は40人までとする。41人以上は2学童保育とする」

◆厚生労働省の「放課後児童クラブガイドライン」(2007年10月)

「放課後児童クラブにおける集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。また、1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること」

調査結果3

都道府県別の学童保育数と入所児童数

(政令市・中核市を含む)

都道府県名	学童保育のある市区町村数	小学校数	学童保育数	学童保育数前年比	設置率(注2)	学童保育がない小学校区数	学童保育の入所児童数	入所児童数前年比	小学校低学年児童のなかでの学童保育の入所児童の割合	71人以上の学童保育数
北海道	159	1,199	915	18	76.3%	323	36,160	965	27.3%	83
青森県	34	332	291	6	87.7%	61	11,103	79	32.1%	20
岩手県	31	376	295	7	78.5%	119	10,900	257	32.4%	8
宮城県	34	444	385	16	86.7%	71	15,799	1,081	25.9%	50
秋田県	24	245	218	10	89.0%	35	8,570	321	35.2%	13
山形県	33	322	256	7	79.5%	89	10,013	638	33.4%	16
福島県(注1)	45	500	339	-11	67.8%	134	13,662	-812	26.4%	26
茨城県	44	559	642	10	114.8%	77	24,617	1,058	30.6%	37
栃木県	26	391	464	13	118.7%	71	18,006	680	33.0%	12
群馬県	32	334	408	7	122.2%	14	17,015	326	30.7%	18
埼玉県	63	818	1,079	29	131.9%	38	47,340	794	24.7%	67
千葉県	54	838	905	24	108.0%	106	37,522	1,131	22.7%	66
東京都	55	1,308	1,678	11	128.3%	60	80,225	587	27.4%	144
神奈川県	33	860	721	13	83.8%	262	30,340	743	12.8%	50
新潟県	29	528	421	9	79.7%	121	16,300	389	27.4%	39
富山県	14	200	217	7	108.5%	14	11,952	480	41.8%	23
石川県	19	230	262	4	113.9%	28	10,459	89	32.9%	21
福井県	17	207	214	3	103.4%	36	6,752	181	30.3%	4
山梨県	24	196	216	1	110.2%	11	8,469	-57	37.1%	18
長野県	67	387	421	57	108.8%	35	21,545	2,987	36.4%	74
岐阜県	40	376	363	16	96.5%	55	12,143	-120	20.8%	18
静岡県	33	519	555	18	106.9%	42	21,433	448	20.9%	9
愛知県	51	979	1,004	29	102.6%	189	36,915	907	17.5%	29
三重県	29	418	293	14	70.1%	134	9,756	480	19.1%	3
滋賀県	19	233	267	6	114.6%	27	10,503	-23	24.8%	14
京都府	25	420	426	6	101.4%	67	18,589	258	27.8%	46
大阪府	43	1,021	1,098	-11	107.5%	154	47,124	563	20.2%	73
兵庫県	41	795	824	33	103.6%	114	32,822	246	21.4%	48
奈良県	34	211	242	0	114.7%	16	10,171	-82	27.2%	15
和歌山県	28	283	175	8	61.8%	96	5,680	-8	22.3%	0
鳥取県	16	146	136	1	93.2%	15	5,022	276	32.0%	8
島根県	17	234	198	4	84.6%	55	5,893	299	32.1%	3
岡山県	26	422	413	13	97.9%	59	14,862	152	28.1%	11
広島県	22	543	554	9	102.0%	66	20,090	-74	25.8%	8
山口県	19	341	331	7	97.1%	61	10,998	10	30.1%	11
徳島県	19	257	146	3	56.8%	47	5,677	-123	29.1%	4
香川県	15	185	210	1	113.5%	17	8,553	391	31.1%	7
愛媛県	20	342	229	11	67.0%	138	8,978	339	24.2%	7
高知県	22	263	138	4	52.5%	86	6,347	445	34.7%	6
福岡県	59	757	885	15	116.9%	54	43,097	1,150	31.6%	116
佐賀県	19	180	201	-8	111.7%	2	7,275	-318	30.0%	5
長崎県	20	380	308	11	81.1%	130	12,274	401	32.4%	12
熊本県	40	419	364	-4	86.9%	95	14,028	85	28.4%	12
大分県	17	319	241	7	75.5%	77	9,947	785	32.3%	17
宮崎県	21	254	217	-3	85.4%	59	7,585	362	24.4%	14
鹿児島県	39	585	346	1	59.1%	237	12,094	219	26.2%	9
沖縄県	27	275	332	9	120.7%	58	12,314	724	25.0%	11
	1,598	21,431	20,843	441	97.3%	3,855	846,919	20,521	25.2%	1,305

(注1) 福島県の浪江町・富岡町・双葉町・大熊町・楡葉町・広野町・飯舘村・葛尾村・川内村の9町村は未集計。

(注2) 設置率とは、小学校数と学童保育数を比較した割合。

(注) 前年調査(2011年)では、岩手県・宮城県・福島県内の34市町村は調査できなかったため、増減の比較は2010年の数字との比較
小学校数は、2012年2月現在の公立小学校数。低学年児童数も同じ。文部科学省調査。
小学校数・低学年児童数を除く調査は、2012年5月1日現在、全国学童保育連絡協議会調査。

調査結果 4 自治体によって大きく差がある学童保育の設置率

小学校数と比べた学童保育数の割合(=設置率)別の自治体数 ()は割合

設置率	2007年調査	2010年調査	2012年調査	2007年比
200%以上	27 (1.5%)	56 (3.2%)	67 (3.9%)	+2.4%
150%~199%	41 (2.2%)	114 (6.5%)	154 (8.9%)	+6.7%
101%~149%	174 (9.5%)	332 (19.0%)	356 (20.5%)	+11.0%
100%	407 (22.3%)	361 (20.6%)	389 (22.4%)	+0.1%
75%~99%	250 (13.7%)	188 (10.7%)	179 (10.3%)	-3.4%
50%~74%	348 (19.1%)	280 (16.0%)	250 (14.4%)	-4.7%
25%~49%	240 (13.1%)	184 (10.5%)	148 (8.5%)	-4.6%
25%未満	132 (7.2%)	78 (4.5%)	55 (3.2%)	-4.0%
学童保育なし	208 (11.4%)	157 (9.0%)	137 (7.9%)	-3.5%
合計	1827 (100.0%)	1750 (100.0%)	1735(100.0%) (注)	

設置率が
100%以上
55.7%

(注) 福島県の9町村は調査に含まれていません。このうちの2村は学童保育がありませんでした。

小学校数比の設置率100%以上の市町村が55.7%となりました。半数以上の市町村には、小学校数以上の学童保育があります。

政令市・中核市の設置率 (高い順)

政令市の設置率(高い順)

	市町村名	小学校数	学童保育数	設置率
1	さいたま市	103	174	168.9%
2	北九州市	131	194	148.1%
3	相模原市	72	103	143.1%
4	岡山市	91	126	138.5%
5	熊本市	92	115	125.0%
6	広島市	141	166	117.7%
7	神戸市	166	195	117.5%
8	仙台市	125	143	114.4%
9	札幌市	202	218	107.9%
10	新潟市	113	121	107.1%
11	静岡市	86	91	105.8%
12	千葉市	117	123	105.1%
13	浜松市	107	110	102.8%
14	福岡市	145	142	97.9%
15	京都市	170	158	92.9%
16	堺市	94	82	87.2%
17	名古屋市	263	190	72.2%
18	横浜市	344	206	59.9%
19	大阪市	297	161	54.2%
20	川崎市	113	12	10.6%

中核市の設置率(高い順)

	市町村名	小学校数	学童保育数	設置率
13	高崎市	58	74	127.6%
14	福山市	78	99	126.9%
15	豊橋市	52	65	125.0%
16	奈良市	48	60	125.0%
17	富山市	65	81	124.6%
18	豊中市	41	51	124.4%
19	東大阪市	54	66	122.2%
20	鹿児島市	78	94	120.5%
21	姫路市	69	82	118.8%
22	宇都宮市	68	80	117.6%
23	川越市	32	37	115.6%
24	横須賀市	47	54	114.9%
25	松山市	58	65	112.1%
26	尼崎市	43	47	109.3%
27	宮崎市	48	50	104.2%
28	函館市	46	45	97.8%
29	前橋市	49	47	95.9%
30	盛岡市	46	44	95.7%
31	久留米市	46	44	95.7%
32	柏市	42	39	92.9%
33	青森市	47	43	91.5%
34	旭川市	55	50	90.9%
35	岡崎市	48	43	89.6%
36	秋田市	44	39	88.6%
37	大分市	61	54	88.5%
38	豊田市	74	65	87.8%
39	下関市	54	47	87.0%
40	郡山市	58	35	60.3%
41	いわき市	74	42	56.8%

中核市の設置率(高い順)

	市町村名	小学校数	学童保育数	設置率
1	高松市	49	82	167.3%
2	長野市	56	91	162.5%
3	高知市	42	68	161.9%
4	金沢市	52	81	155.8%
5	大津市	37	57	154.1%
6	岐阜市	47	69	146.8%
7	船橋市	54	77	142.6%
8	西宮市	40	57	142.5%
9	高槻市	41	56	136.6%
10	和歌山市	53	71	134.0%
11	長崎市	71	93	131.0%
12	倉敷市	63	82	130.2%

調査結果 5

学童保育はどこが運営しているのか

●運営主体別の学童保育数（どこが運営しているのか）

公立公営が減少し、地域運営委員会方式（注1）や保護者等がつくったNPO法人が運営する学童保育が増えています。民間企業が運営しているところは少しずつ増えています（2012年323か所、2011年265か所、2010年176か所）、多くは市町村からの補助や委託事業であり、公的資金が入っていない民間企業運営はわずかです（約30か所）。指定管理者制度（注2）を導入して運営している学童保育は2138か所（昨年2171か所）で、その代行先は、社会福祉協議会、地域運営委員会、父母会など、指定管理者制度導入前の運営主体と同じところが大半です。

表1 学童保育の運営主体

運営主体	か所数	割合	2007年比	備考
公立公営	8,366	40.2%	-4.0%	市町村が直営している
社会福祉協議会	2,203	10.6%	-0.7%	半数は行政からの委託(1208か所)
地域運営委員会	3,864	18.5%	+1.7%	多くが行政からの委託(2428か所)
父母会・保護者会	1,404	6.7%	-2.2%	行政からの委託が多い(850か所)
法人等	4,666	22.4%	+6.0%	私立保育園(1144か所)、私立幼稚園(274か所)、保育園を除く社会福祉法人(964か所)、保護者等がつくるNPO法人(1254か所)、民間企業(323か所)、その他(707か所)
その他	340	1.6%	-0.8%	
合計	20,843	100.0%		

（注1）地域運営委員会の運営とは：地域の役職者（学校長、自治会長、民生・児童委員など）の方々と父母会の代表などで運営委員会を構成し、行政からの補助金の受け皿となって事業を運営する方式ですが、日常の運営は父母会がおこなっているところが少なくありません。

（注2）指定管理者制度とは：「公の施設」の管理を、民間企業も参入させて「効率的」にすることをねらいとした制度です。「施設の管理業務」のための仕組みですが、保育所や学童保育のように施設管理業務ではない分野にまで導入が強引にすすめられています。数年ごとに委託先の変更が求められる制度は、安定性・継続性が求められる子どものための施設には導入すべきではありません。

表2 指定管理者制度導入数の推移

	2007年調査	2010年調査	2011年調査	2012年調査
社会福祉協議会に代行	645	901	1003	966
地域運営委員会に代行	166	202	198	212
父母会・保護者会に代行	110	117	84	98
法人等に代行	498	718	886	862
合計数（全体数との比率）	1419(8.5%)	1938(9.8%)	2171(10.7%)	2138(10.3%)
導入している市町村数	111市町村	138市町村	153市町村	146市町村

表3 運営主体別でみた保育料の平均月額と平均補助金額

運営主体	2007年調査	1施設当たりの年間補助金額
公立公営	4523円	—
社会福祉協議会への委託・補助	6050円	601.8万円
地域運営委員会への委託・補助	9859円	333.8万円
父母会・保護者会への委託・補助	9681円	352.9万円
法人等への委託・補助	6910円	469.6万円

- * 保育料月額は、2007年の詳細な実態調査の無作為抽出で行った「個別調査」の調査結果。
- * 補助金額は、2007年の実態調査の「自治体調査」の調査結果。国からの補助金も含めた金額。
- * 調査はすべて全国学童保育連絡協議会調べ。

調査結果6 学童保育はどこで実施されているか

●開設場所別の学童保育数（どこで実施されているのか）

開設場所は、余裕教室活用が最も増えており、学校施設内が全体の半数になっています。また、地域にある公共施設も活用され、全体として8割以上の学童保育が「公設」です。

最も劣悪な環境にある民家・アパートは毎年減ってきていますが、まだ全体の6%強あります。民家・アパート利用の多い市町村は、横浜市(169)、大阪市(99)、さいたま市(50)、名古屋(48)、札幌市(41)などの政令指定都市に多く、次いで、金沢市(26)、函館市(25)、福島市(23)、神戸市(22)、八戸市(21)、平塚市(21)、山形市(20)などとなっています。

表1 開設場所

開設場所	か所数	割合	2007年比	備考
学校施設内	10,797	51.8%	+4.2%	余裕教室活用(5,344) 学校敷地内の独立専用施設(4,532) 校舎内の学童保育専用室(384) その他の学校施設を利用(537)
児童館内	2,700	13.0%	-2.8%	児童館・児童センター内の専用室
学童保育専用施設	1,622	7.8%	+0.4%	学校外にある独立専用施設
その他の公的施設	1,944	9.3%	-1.5%	公民館内(496) 公立保育園内(173) 幼稚園内(192) その他の公的な施設内(1,083)
法人等の施設	1,332	6.4%	-0.3%	私立保育園や社会福祉法人の施設内
民家・アパート	1,381	6.6%	-0.7%	父母会等が借りたアパート・借家など
その他	1,067	5.1%	+0.7%	自治会集会所・寺社など
合計	20,843	100.0%		

(参考) 児童一人当たりの床面積は狭い

学童保育の施設は、さまざまな場所で実施されていますが、その多くは狭いことが問題になっています。厚生労働省の「放課後児童クラブガイドライン」(2007年10月)では、「子どもが生活するスペースについては児童1人あたりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましい」としていますが、表2のように、玄関やトイレ・台所・物置など「生活するスペース」以外を含むすべての床面積が児童一人当たり2㎡程度という実態があります。

表2 開設場所別の平均延べ床面積と児童一人当たりの床面積

開設場所	平均延べ床面積	児童一人当たり床面積
学校敷地内の学童保育専用施設	122.0㎡	2.10㎡
余裕教室(空き教室)を利用	93.2㎡	2.12㎡
児童館・児童センター内	125.3㎡	2.36㎡
学校敷地外の公設で学童保育専用施設	162.5㎡	2.80㎡
その他の自治体の所有の施設内	153.4㎡	4.15㎡
民家を借用	111.5㎡	2.93㎡

(全国学童保育連絡協議会の2007年実態調査「個別調査」結果から)

調査結果 7 学年別の入所児童数～高学年も増えている～

学年別の入所児童数の推移

	2003年調査	2007年調査	2010年調査	2012年調査
1年生	38.4%	35.9%	35.2%	288,300 (34.0%)
2年生	31.4%	31.4%	31.2%	258,492 (30.5%)
3年生	22.0%	22.9%	23.2%	198,006 (23.4%)
4年生	4.2%	5.5%	6.0%	59,694 (7.1%)
5年生	1.9%	2.4%	2.6%	24,934 (2.9%)
6年生	1.1%	1.4%	1.5%	13,988 (1.7%)
その他	1.0%	0.5%	0.3%	3,505 (0.4%)
	538,100	744,545	804,309	846,919 (100.0%)

(注)「その他」は、沖縄県などで幼児も対象としている学童保育があるため。

(参考) 「6年生まで」の要望も強く、学年延長の動きが広がる (学童保育の詳細な実態調査2007年の結果から)

高学年まで受け入れる学童保育が増えています。「3年生まで」としているところは、1998年調査で68.5%、2003年調査で62.6%、2007年調査で54.7%と減ってきており、「6年生まで」受け入れているところは、1998年調査で17.2%、2003年調査で23.6%、2007年調査で30.7%と増えています。

しかも、実態として「3年生まで」との規定があっても6年生まで入所できている学童保育が多く、実情は「3年生まで」が半数以下です。(市町村が「3年生まで」と規定していても、6年生まで受け入れている父母会運営等の民間の学童保育は少なくありません)

「6年生まで」受け入れている実態

運営形態	全体	父母会・法人等が運営
3年生までしか入所できない	46.8%	32.7%
6年生まで入所できる	46.2%	62.5%
その他(4年生まで)	7.0%	4.8%
合計	100.0%	100.0%

(全国学童保育連絡協議会 2007年実態調査から)

児童福祉法では、学童保育の対象児童は「おおむね10歳未満」(小学校3年)とされていますが、実施要綱では4年生以降も入所できることが明記されていますし、国の補助金も高学年の子どもの人数も補助対象としています。さらに、児童福祉法の改正により「小学生」を対象とすることが提案されています。

何年生まで入所できるのが良いか

1年生まで	3人	0.1%
2年生まで	7人	0.3%
3年生まで	355人	15.2%
4年生まで	476人	20.4%
5年生まで	49人	2.1%
6年生まで	1352人	58.1%
その他	87人	3.7%
合計	2329人	100.0%

●「保護者アンケート調査」から

全国学童保育連絡協議会が2002年12月に全国の保護者を対象に行ったアンケート調査では、表のように「6年生まで」が6割を占め、「3年生まで」は15.6%とわずかでした。

参考資料1

学童保育は法制化されて14年経ったが、課題が山積。 国の法制度が不十分なことが大きな要因

学童保育は、学童保育関係者の切実な願いと取り組みによって、1997年に児童福祉法に位置づけられ、国や自治体に一定の責任がある事業とされました。

児童福祉法では、学童保育の目的は「生活の場を与えて健全な育成を図る」とされ、遊び場を提供する事業と異なる制度として位置づけられました。

<児童福祉法の精神>

[児童福祉の理念]

第1条 ①すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。②すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

[児童育成の責任]

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

学童保育は「生活の場」を保障する施設

第6条の3第2項 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

●不十分な制度のままで今に至っています

しかし、学童保育は法制化されたものの、不十分な内容の制度であったために、今日でも量的にも質的にも大きな問題を抱えています。市町村や各学童保育によって大きな格差があり、しかも実態はたいへん貧しく、課題が山積みしています。これは、国の法制度が不十分なことが大きな要因となっています。抜本的な改善・拡充が必要です。

国の学童保育制度の問題点

学童保育は、国や自治体に一定の責任が生じる児童福祉法に法的根拠がありますが、制度の内容は、保育制度と比べてもたいへん不十分なものです。

① 公的責任があいまいです

市町村には、学童保育の「利用の促進」への努力義務だけしかありません。

② 最低基準がつけられていません

児童福祉施設ではなく児童福祉事業という位置づけなので、法的に最低基準が決められていません。国がつくった「放課後児童クラブガイドライン」(2007年)には法的拘束力はありません。

③ 予算措置があいまいで、補助金もたいへん少ない金額です

学童保育の補助金は法的に決められた予算措置ではない「奨励的な補助金」で、しかも、その金額は実際に必要な金額と比べてとても少ないものです。

さらに、少なくない市町村が国の定めた不十分な施策や予算の範囲でしか学童保育の実施や補助を行っていません。こうした問題点のおおもとには、学童保育の役割や必要とされる条件整備に対する、国や自治体の理解がたいへん不十分であるという現状があります。

参考資料2

条件整備は市町村や学童保育によって大きな格差 しかも、市町村の関与が弱い（質的拡充の課題）

●学童保育の設置・運営基準がないなど公的な関与や責任が弱い

学童保育は、学童期の子どもたちが長時間過ごす毎日の「生活の場」です。子どもたちが安全に心身ともに健やかに育つことができる生活が保障されなければなりません。

そのためには、事業目的・対象児童・適正規模・職員配置基準・施設基準・開設時間・事業内容・安全対策等について、設置・運営基準が定められる必要がありますが、国も、大半の市町村も定めていません。これは、大きな地域格差と施設・設備の貧困を生む要因となっています。

運営基準やガイドラインの有無

選択肢	割合
自治体として「最低基準」を定めている	9.0%
自治体として「運営基準」を策定している	29.8%
自治体として「ガイドライン」を策定している	2.9%
特になし	58.3%
合計	100.0%

（全国学童保育連絡協議会、2007年調査）

市町村の実施責任の状況

市町村の関与の仕方	割合
公立公営で実施	40.2%
委託事業 //	35.1%
補助事業 //	11.9%
指定管理者制度 //	10.3%
補助なし //	1.0%
その他	1.5%
合計	100.0%

（全国学童保育連絡協議会、2012年調査）

●障害のある子の入所は増えているものの条件整備は遅れている

障害のある子の入所の希望は多くあります。

障害児の入所状況

入所児童数は2003年と2007年を比べると2倍になっています。しかし、まだ3割以上の市町村で受け入れていません。また、補助金加算や指導員加配がなく、現場に大きな負担が生じています。

障害児の受け入れ状況	2007年調査
受け入れ学童保育のある市町村数	約1100市町村(67.7%)
受け入れている学童保育数	約6300か所(37.8%)
受け入れている障害児数	約12700人

（全国学童保育連絡協議会、2007年調査）

●施設や市町村によって大きく異なる保育料額、減免があるのは半数だけ

増えている保育料負担

月額保育料額	03年調査	07年調査
5000円未満	49.1%	41.8%
5000円～10000円未満	40.3%	46.4%
10000円～15000円未満	9.4%	10.1%
15000円以上	1.2%	1.7%

（全国学童保育連絡協議会、2007年調査）

市町村として保育料の減免があるか

保育料の減免の有無	割合
減免がある	50.7%
減免はない	48.0%
その他	1.3%
合計	100.0%

（同左）

運営主体別でみた保育料の平均月額

運営形態	2003年調査	2007年調査
公営	4152円	4523円
公社・社協	8215円	6050円
運営委員会	9368円	9859円
父母会	10947円	9681円
法人・個人	8537円	6910円

（2007年実態調査の無作為抽出で行った「個別調査」の結果から）

参考資料 3

学童保育指導員の働く条件は劣悪で、3年間で半数が退職しており、保育の質に影響しています

(全国学童保育連絡協議会が実施した2007年実態調査から)

●全国に6万人以上いる指導員。その7割は教師や保育士の資格を持っています

国にはまだ学童保育指導員に関する公的な資格制度はありません。私たちは公的資格制度の創設、養成機関の整備を国に求めています。

●多くの指導員は不安定な雇用で、働く条件は劣悪です

- ・午後からの勤務で、打ち合わせや準備の時間も保障されていません。
- ・運営形態を問わず不安定な雇用や劣悪な労働条件のもとで働いています。
- ・専任配置ではなくローテーション勤務のところもあります。

◆正規職員は少なく、多くが非正規職員（非常勤・臨時・嘱託・パートなど）

公営で正規職員は2600人（4.0%）

公営で非正規職員は2万8400人（44.2%）

民間運営で正規職員は1万4500人（22.6%）

民間運営で非正規職員は1万8800人（29.2%） 合計6万4300人（100.0%）

◆半数の指導員は年収150万円未満

150万円未満（52.7%） 150万円以上300万円未満（38.3%） 300万円以上（9.0%）

◆勤続年数が増えても賃金はあがらない（53.3%）1年契約の非正規職員が多いため

◆指導員の待遇は依然として改善されていない

退職金がない（71.3%） 社会保険がない（37.5%）

一時金がない（58.0%） 時間外手当がない（35.4%）

◆公立・民間あわせても、勤続1年～3年の指導員が半数を占めています

これは、学童保育が急増したこともひとつの理由ですが、安心して働き続けられる条件が劣悪なことが最も大きな理由です。経験年数の長い指導員が少ないことは、保育内容の蓄積・向上にとって大きな障害となっています。最近では欠員が生じている地域もあります。

◆指導員の研修を実施している市町村はまだ3割です。

◆指導員のなり手がなくて「欠員」の地域が増えています（2008年調査で1割）

●国の補助単価が、非常勤職員の「賃金」で計算されていることが問題です

2003年度の国の学童保育の補助単価は次のように算定されていました。

- 1 賃金（非常勤） 135万6000円（平日1日4500円、学校休業日1日6000円、年間281日）
- 2 諸謝金 117万8000円（平日1日3900円、学校休業日1日5200円、年間281日）
- 3 その他 47万1000円（教材費・図書費・消耗品・備品・通信費等）

* 1～3の合計の300万5000円で1施設が運営できると計算し、その半額は保護者負担を見込むので、補助単価は150万2500円

2012年度は「賃金（非常勤）」2名分、一人約150万円で計算されているようです。国の補助単価が「参考資料4」に示すように実態と大きく乖離している理由は、このように指導員の人件費が低く計算されているためです。

参考資料 4

国の補助金は増額されていますが、 まだ実態との乖離があります。

●国の学童保育への補助金は、毎年増えています

◆総額 307億6500万円（前年度予算比 1500万円増、0.05%増）

- (1) 放課後児童クラブの運営費の補助
 - ・279億3200万円（前年度予算比 13億8400万円増、3.5%増）
 - ・要求か所数 2万6310か所（前年度比 719か所増）
- (2) 放課後児童クラブの整備費等の補助
 - ・28億3300万円（前年度予算比 12億4200万円減）

学童保育の予算の推移と2012年度予算（単位：億円）

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度予算
総額	158.57	186.94	234.53	274.20	307.50	307.65億
か所数	20000か所	20000か所	24153か所	24872か所	25591か所	26310か所
運営費	138.45	161.32	176.22	234.85	265.48	279.32億
施設整備費	18.14	23.64	56.68	38.11	40.75	28.33億

国は、1施設年間当たり600万円前後で運営できると想定

国の負担額は、その6分の1の100万円だけです

●実際の運営費とは大きなへだたり

国の補助金の単価は、児童数36人～45人規模の学童保育は年間600万円前後で運営できると想定のもと、その半額の300万円程度です。この補助単価の3分の1（100万円）が国から出される補助金です。（残りは都道府県と市町村が3分の1ずつ負担）

しかし、補助金が少ないために指導員の人件費が低く抑えられていることが多い父母会運営の学童保育でも、2倍程度の年間1000万円以上の運営費がかかります。600万円前後で運営できるという想定自体が、実態と大きくかけ離れています。

学童保育の貧困な実態を底上げするために、国の補助金が大幅に増額される必要があります。

学童保育の補助金は少ない（運営費総額は265億円）

●学童保育の補助金は少ない（運営費総額は265億円）

保育所の約3,744億円（民間保育所への補助金）と比べて見ると

学童保育(2011年度)		保育所(2011年度)		民間保育所と比べて学童保育は
施設数	2万204か所	施設数	1万1446か所	約1.76倍
入所児童数	約82万人	入所児童数	約121万人	約1.5分の1
指導員数	約8万人	保育士数	約19万人	約2.3分の1
1施設当たり国庫支出額	約131万円	1施設当たり国庫支出額	約3271万円	約25分の1
児童1人当たり予算額	約3万2300円	園児1人当たり予算額	約30万9400円	約10分の1

* 公立保育所の国庫支出金は一般財源化されている。

* 1施設当たり、児童一人当たりの金額は、予算額を施設数、児童数で割った数字。

参考資料5

国会に上程されている児童福祉法改正案

●児童福祉法改正(案) ※ 学童保育関係部分のみ抜粋。

【改正】第6条の3② この法律で放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

(現行まま) 第21条の10 市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、第6条の3第2項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

【新設】第34条の8 市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

- ② 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。
- ③ 国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- ④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。

【新設】第34条の8の2 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

- ② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
- ③ 放課後児童健全育成事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

【新設】第34条の8の3 市町村長は、前条第1項の基準を維持するため、放課後児童健全育成事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- ② 第18条の16第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。
- ③ 市町村長は、放課後児童健全育成事業が前条第一項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。
- ④ 市町村長は、放課後児童健全育成事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

【改正】第56条の7 ② 市町村は、必要に応じ、公有財産の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した放課後児童健全育成事業の実施を促進し、放課後児童健全育成事業に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

参考資料6

学童保育数・補助金・国の施策の推移

年	学童保育数	前年比	国庫補助総額(万円)	国庫補助単価(万円)	国庫補助対象数	国の施策の動き
1950年代						
1962						大阪や東京で民間保育園や親の共同運営による学童保育が誕生
1963						「児童福祉白書」ではじめて「カギっ子」の問題が取り上げられる
1966						児童館への国庫補助開始(「カギっ子対策」として)
1967	515					文部省が留守家庭児童会育成補助事業を開始
1971	約1000					
1976	1,932		1億1700	30	725	文部省が留守家庭児童会育成補助事業を廃止し、校庭開放事業に統合 都市児童健全育成事業・児童育成クラブが創設。留守家庭児童対策は児童館や校庭開放で対応するとの方針のもとで、児童館が整備されるまでの過渡的な期間に学童保育に補助す
1977			1億0800	30	925	
1978	約3,000		1億1240	32.4	925	
1979			1億4500	44.1	925	
1980	3,938		1億4969	45.6	925	
1981	4,288	350	1億5643	47.7	925	
1982	4,739	451	2億1862	50.2	1,275	
1983	4,910	171	2億6000	50.2	1,665	
1984	5,193	283	2億8535	51.2	1,850	
1985	5,449	256	3億2655	52.9	1,996	
1986	5,749	300	3億7000	55.9	2,142	都市児童館事業廃止(児童館では留守家庭児童対策の役割は担えないとの考え)
1987	5,938	189	4億0168	57	2,288	
1988	6,100	162	4億2742	57.8	2,434	
1989	6,310	210	5億2943	69	2,580	
1990	6,708	398	6億1643	77.2	2,726	1.57ショック。「健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会」発足
1991	7,017	309	10億1832	103	2,966	放課後児童対策事業が誕生(本格的な学童保育への補助金)。留守家庭児童対策は独自の制度・施策で実施するとの方針に転換
1993	7,516	...	14億0643	107.6	3,920	厚生省が学童保育の法制化を検討、日本政府が子どもの権利条約批准
1994	7,863	347	17億9577	109	4,520	政府がエンゼルプランを策定、中央児童福祉審議会が法制化を意見具申
1995	8,143	280	20億9267	109.9	5,220	地方版エンゼルプラン指針策定(学童保育の整備計画目標もつくるよう指導)
1996	8,514	371	24億1673	110.5	6,000	中央児童福祉審議会が法制化を提言
1997	9,048	534	31億3180	111.8	6,900	児童福祉法改正によって学童保育が法定化(法制化)される。第2種社会福祉事業にも位置づけられる
1998	9,627	597	46億4644	150.7	7,900	法制化施行、大規模加算、研修費が創設
1999	10,231	604	54億7910	151.8	9,000	政府が新エンゼルプランを策定。時間延長加算創設。補正予算で少子化特例交付金(学童保育の施設整備費)
2000	10,976	745	56億9000	152.8	9,500	児童館事業に放課後児童生活指導事業創設
2001	11,830	854	59億9000	152.8	10,000	障害児加算、小規模加算(過疎地対象)が創設。首相所信表明演説で拡充表明、両立支援閣議決定、補正予算で初の施設整備費29億6000万円
2002	12,825	995	68億8000	152.8	10,800	土曜日等開設加算、小規模過疎地要件撤廃、指導員健康診断補助創設。首相施政方針演説で拡充表明
2003	13,797	972	74億3200	151.5	11,600	障害児加算は障害児2名からに緩和。「次世代育成支援対策推進法」で地域行動計画策定義務づけ、児童福祉法一部改正で学童保育は「子育て支援事業」として推進
2004	14,678	881	87億2200	150.8	12,400	ボランティア派遣事業が新設。次世代育成支援対策で「子ども・子育て応援プラン」が12月に策定される
2005	15,309	631	94億7000	168.6	13,200	三位一体改革で、補助金の組み替え。土日祝日開設加算がなくなり、一律17万円の単価アップ。自治体の自由度を高めるために、補助金交付要綱が統合。施設整備費は児童館整備費と保育環境等改善事業費を活用。10月、衆議院青少年問題特別委員会で学童保育について集中審議
2006	15,858	549	111億8100	168.3	14,100	障害児受入加算は一人から補助対象になる。ボランティア派遣事業に長期休業日の指導員派遣費も追加され、補助単価も増額。5月9日、少子化対策特命大臣・厚生労働大臣・文部科学大臣が「放課後子どもプラン(仮称)の創設」に合意
2007	16,668	810	158億5000	292.8	20,000	「放課後子どもプラン」の創設により、学童保育の所数を2万か所目標。基準開設日数を250日に変更して、開設日が増える毎に補助金も増額する。200日から249日の学童保育は3年後に補助金廃止。71人以上の大規模学童保育は3年経過後に補助金廃止(3年以内に分割促進)。施設整備費を新たに確保(18億円)。補助金交付要綱を「放課後子どもプラン」関係で一本化。初めてガイドラインを作成
2008	17,495	827	186億9400	292.8	20,000	『子どもと家族を応援する日本』重点戦略、仕事と生活の調和行動指針、「新待機児童ゼロ作戦」で「10年後に3倍」が目標設定される。次世代育成支援対策推進法でも学童保育整備目標を「参酌標準」化する法改正。長時間開設加算変更、障害児受入加算額は142万円に倍増。「安心こども基金」でも施設整備費活用。社会保障審議会少子化対策特別部会「検討の視点」提起
2009	18,475	980	234億5300	294.6	24,153	社会保障審議会少子化対策特別部会で学童保育制度のあり方の見直しが始まる
2010	19,744	1,269	274億2000	354.6	24,872	政府の新しい子育て支援方針「子ども・子育てビジョン」が策定される。学童保育利用児童を5年間で30万人増を目標。補助金の運営費総額、補助単価が引き上げ。児童数40人前後を大幅増額、71人以上は補助金廃止せず減額して残す。「子ども・子育て新システム検討会議」で学童保育制度の見直しも検討
2011	20,204	667	307億5000	366.1	25,591	3.11東日本大震災で学童保育も大きな被害を受ける。第一次補正予算で学童保育施設の復旧予算がつく。「子ども・子育て新システム」中間とりまとめで、学童保育は「市町村事業」として位置づけ
2012	20,843	441	307億6500	375.1	26,960	「子ども・子育て支援法案」「児童福祉法改正案」が国会に上程。学童保育の対象児童の引き上げや市町村事業としての位置づけ、国としての基準の策定、市町村の基準の条例制定、事業計画策定の義務づけなどが提案されている。

(注1)学童保育数は全国学童保育連絡協議会調査。1992年は未調査。

(注2)2007年度以降の補助単価は児童数36-70人で290日開設の場合の金額。2010年度以降の補助単価は、36-45人の規模で、290日開設の単価。

(注3)2011年の学童保育数と2012年の学童保育数の差が「639」ではなく「1441」となっているのは、2011年調査には東日本大震災被災地の34市町村の学童保育数が含まれていないため。

全国学童保育連絡協議会の紹介

全国学童保育連絡協議会は、学童保育の普及・発展を積極的にはかり、学童保育の内容充実のための研究、国や自治体の施策の充実、制度化の運動を推進することを目的として、保護者と職員（指導員）が1967年に結成した民間の学童保育専門団体です。

全国学童保育研究集会や全国学童保育指導員学校の開催、学童保育に関する調査研究、『学童保育ハンドブック』などの刊行物の発行、月刊『日本の学童ほいく』の発行、『テキスト・学童保育指導員の仕事』の発行などを通じて指導員の研修活動にも積極的に取り組んでいます。

基本的な会員は都道府県にある学童保育連絡協議会です。現在、40都道府県にあります。都道府県の連絡協議会は、市区町村の連絡協議会を会員とし、また、市区町村の連絡協議会は、公営や民営を問わず各学童保育や父母会・保護者会、指導員などから構成されています。各県単位でも指導員研修会や研究集会などに取り組んでいます。会の主な運営資金は、会費と月刊誌の収入です。

【連絡先】〒113-0033 東京都文京区本郷2-26-13 TEL03(3813)0477 FAX03(3813)0765
Eメール zghrk@xui.biglobe.ne.jp HP <http://www2s.biglobe.ne.jp/~Gakudou>

<主な活動>

◆全国学童保育指導員学校の開催予定（2012年開催）

会 場	日 程	会 場	昨年受講者数
南関東会場（三多摩）	6月3日（日）	国分寺市・東京経済大学	635人
西日本・岡山会場	6月3日（日）	岡山県津山市・美作大学	685人
北海道会場	6月17日（日）	札幌市・かでの2.7	355人
北関東会場（茨城県）	6月17日（日）	水戸市・茨城大学	910人
西日本・京都会場	6月17日（日）	京都市・京都教育大学	770人
四国会場	6月24日（日）	高松市・高松テルサ	394人
九州会場	9月30日（日）	福岡県春日市・クローバープラザ	1044人
東北会場	11月3日（祝）	仙台市・宮城学院女子大学	527人
◆第47回全国学童保育研究集会の開催予定（埼玉県）（6000人規模）			計 5320人

2012年10月6日（土）～7日（日）さいたまスーパーアリーナ・獨協大学

◆月刊『日本の学童ほいく』の編集・発行（1974年創刊、年間定期購読者4万4000人）

◆実態調査活動 ①学童保育数調査（毎年実施）②学童保育の詳細な実態調査（最新は2007年） ③指導員の実態調査（最新調査は2005年実施）④都道府県の単独事業の実施状況調査ほか

◆単行本・資料の発行 <最近の刊行物>

2007年『よくわかる放課後子どもプラン』（榎ぎょうせい）『2007年 実態調査のまとめ』『連絡協議会ハンドブック』『学童保育情報2007-2008』

2008年『指定管理者制度は学童保育になじまない』『学童保育情報2008-2009』『学童保育の拡充を求める1万2000人の声』『学童保育の新設・分割の手引き』

2009年『学童保育情報2009-2010』『改定版 テキスト 学童保育指導員の仕事』

2010年『発達障害児と学童保育』（全国学童保育連絡協議会編集協力）

『指導員の公的資格制度を求めて』『学童保育情報 2010-2011』

2011年『学童保育情報 2011-2012』

◆政府や国会、関係団体への陳情など

◆その他 学童保育の情報の収集・発信、相談活動、各種研修会の開催、研究活動 提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」「学童保育の保育指針（案）」「指導員の研修課目（試案）」などをまとめ、発表しています。